別記様式第八号を次のように改める。

別記様式第８号（第１３条関係）

（表面）

第　　号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第２４条第１項の規定により立入検査をする職員の身分証明書

写真

官　職
氏　名
生年月日

年　月　日発行
年　月　日限り有効

厚生労働大臣又は農林水産大臣

（裏面）

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（抄）

第２４条　厚生労働大臣及び農林水産大臣は、必要があると認めるときは、指定認定機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に指定認定機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第２６条　次の各号の一に掲げる違反行為があった場合には、その違反行為をした指定認定機関の役員又は職員は、３０万円以下の罰金に処する。

一　（略）

二　第２４条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ７とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省農林水産省令第四号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）を実施するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　野上浩太郎

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十四条第一号の輸入禁止地域等を定める省令（平成十一年厚生省農林水産省令第二号）の一部を次のように改正する。